

## 4 名簿更新関係書類の提出について

### (1) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出について

「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」は、災害共済給付オンライン請求システムから提出（入力・申請）してください（郵送による提出は不要です。）。

#### ① 災害共済給付オンライン請求システムへの接続（ログイン）方法

##### 1. 災害共済給付オンライン請求システムのログイン画面を表示させる。

JSC のホームページ（災害共済給付Web）から「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン請求のページへ）」をクリックし、災害共済給付オンライン請求システムについての画面から「災害共済給付オンライン請求システム」のアイコンをクリックする。

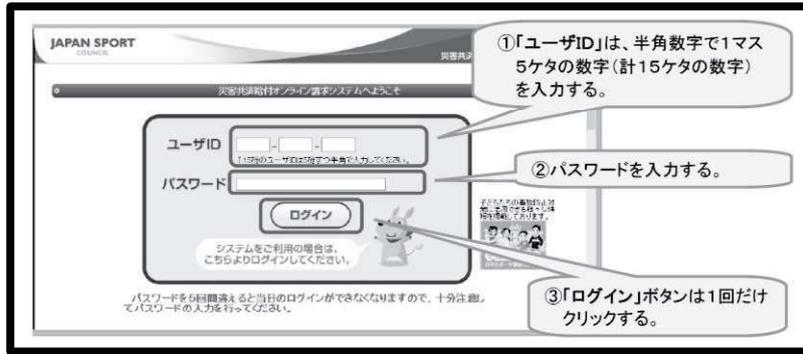
災害共済給付Web

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



The screenshot shows the website's navigation menu with 'ホーム', '災害共済給付', '事故防止', '刊行物一覧', and 'お知らせ'. The main banner features a group of children and the text '子どもたちの元気な笑顔を守るために'. Below the banner, there is a section titled '災害共済給付' with a sub-section '災害共済給付オンライン請求システム' highlighted by a red box and a callout bubble saying 'クリックする。'. Another callout bubble points to a link 'ID、パスワードを忘れたとき' with the text 'クリックする。'. On the right side, there is a sidebar menu with '災害共済給付' and '災害共済給付オンライン請求システムについて'.

2. ログイン画面が表示されたら、「ユーザID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックする。



**ポイント**

「ユーザID」又は「パスワード」が不明な場合は、Webにて申請ください（Web申請方法は、25ページを参照してください。）。

3. メニュー画面が表示される。



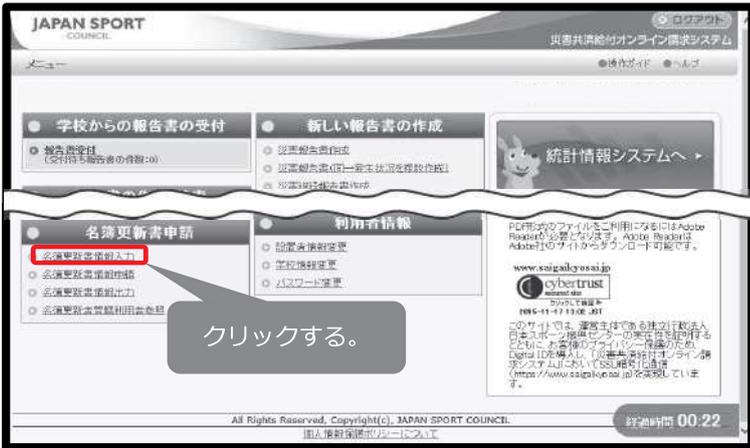
**ポイント**

「名簿更新書申請」メニューは、5月1日から5月31日までの期間に限り表示されます。（ただし、名簿更新者管轄利用者参照メニューは、常に表示されます。）

②へ進む➡

## ② 名簿更新書情報入力

1. 「名簿更新書情報入力」をクリックする。



## システム操作手順

① システムに接続 (ログイン)

② 名簿更新書情報入力

③ 名簿更新書情報申請

④ 名簿更新書情報出力

2. 契約者情報を確認し、学校ごとに在学児童生徒等の数、契約に係らしめた児童生徒等の数（一般（準要保護を含む）、要保護）、長期欠席者数を入力し、「確認」をクリックする。



契約者情報を確認し、適宜修正する。

在学児童生徒等の数、加入者数、長期欠席者数を入力する。

「準要保護」の欄は「0」としてください。

2 ページ目以降を入力する。

入力完了後、確認ボタンをクリックする。

3. 入力内容を確認し、「保存」をクリックする。



入力内容を確認する。

クリックする。

## ポイント

・契約者情報に誤りがある場合は、正しい契約者情報を入力してください。

・学校情報（学校名・学校種）に変更がある場合は、冊末のJSC担当部署までご連絡ください。

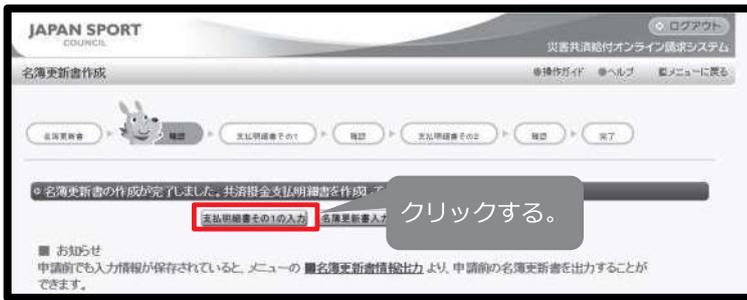
・**5月1日時点**の在学児童生徒等の数及び契約に係らしめた児童生徒等の数（=加入者数）を入力してください。

・在学児童生徒等の数（学校に在籍している児童生徒等の数）= 契約に係らしめた児童生徒等の数（一般（準要保護を含む）+ 要保護）+ 長期欠席者数 + 未加入者（未加入者は入力欄なし）

・「**一般（準要保護を含む）**」と「**要保護**」の区分で名簿更新を行ってください（**「準要保護」の欄は便宜上「0」としてください。**）。

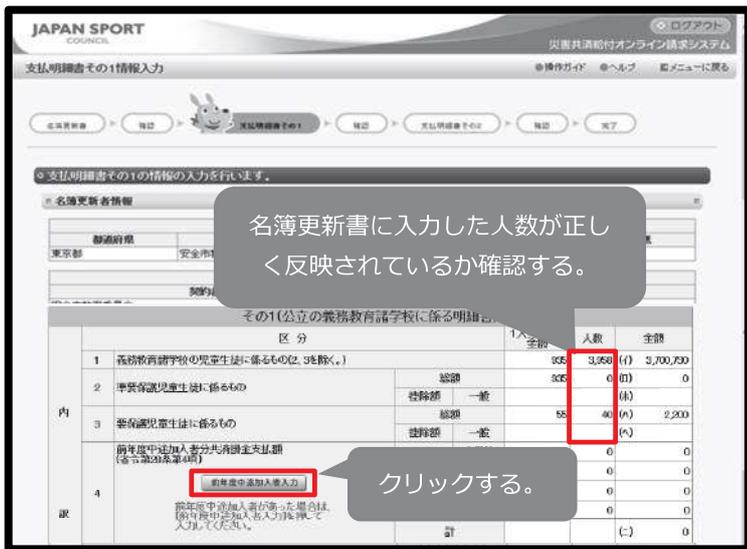
・「要保護」の人数が確定していない（申請中の）場合、5月1日時点の区分で名簿更新を行ってください。

4. 「支払明細書その1の入力」をクリックする。

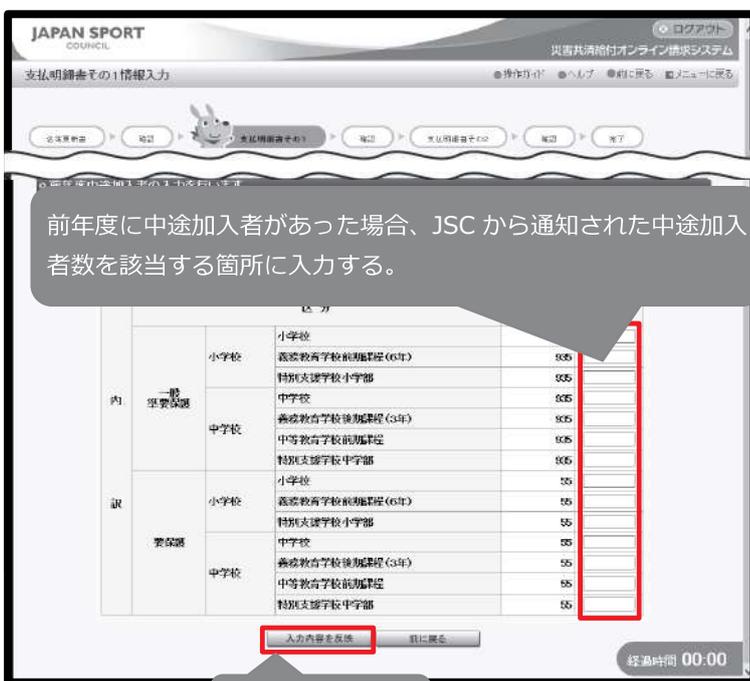


<支払明細書その1：義務教育諸学校についての入力>

5. 入力内容を確認後、「前年度中途加入者入力」をクリックする。



6. JSCから通知を受けた前年度中途加入者数を該当する箇所に入力し、「入力内容を反映」をクリックする。



ポイント

「支払明細書その1」の入力

→義務教育諸学校について入力してください。

「支払明細書その2」の入力

→義務教育諸学校以外の学校を設置していない場合は入力不要です。

※義務教育諸学校以外の学校も設置している場合は、両方の支払明細書の入力が必要になります。まずは、「支払明細書その1」を入力し、義務教育諸学校以外の学校種がある場合のみ、「支払明細書その2」を入力します(例えば、教育委員会の管下に小学校と中学校の他に幼稚園がある場合は、「支払明細書その1の入力」と「支払明細書その2の入力」が必要になります。)

注意

前年度中途加入者数は、JSCから通知した人数を入力してください(同封した「令和5年度追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」を参照してください。)

また、**JSCから通知を受けた人数と設置者・学校が把握している人数が異なる場合は、冊末のJSC担当部署までご連絡ください。**

注意

「入力内容を反映」をクリックしても保存はされていません。

7. 入力内容を確認し、「確認」をクリックする。

その1(公立の義務教育諸学校に係る明細書)

区分	1人当たり掛金額	人数	金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの(注、3を除く。)	905	3,950 (イ)	3,700,730
2 児童保護児童生徒に係るもの	総額	0 (ロ)	0
	特別	(ハ)	
3 児童保護児童生徒に係るもの	50	40 (ウ)	2,200
		(エ)	
4 前年度中途加入者があつた場合は、前年度中途加入者人数を控除して入力してください。	費保護	10	9,250
	小学校	10	9,250
	中学校	0	0
	中学校	0	0
	計	(ニ)	18,700
合計	(イ)+(ロ)+(ウ)+(エ)		3,721,630
	特別	一般	
	(ホ)(ハ)	(ニ)(イ)	
			3,721,630

「共済掛金控除額明細書」欄は使用しません。

クリックする。

8. 入力内容を確認し、「保存」をクリックする。

その1(公立の義務教育諸学校に係る明細書)

区分	1人当たり掛金額	人数	金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの(注、3を除く。)	905	3,950 (イ)	3,700,730
2 児童保護児童生徒に係るもの	総額	0 (ロ)	0
	特別	(ハ)	
3 児童保護児童生徒に係るもの	50	40 (ウ)	2,200
		(エ)	
4 前年度中途加入者があつた場合は、前年度中途加入者人数を控除して入力してください。	費保護	10	9,250
	小学校	10	9,250
	中学校	0	0
	中学校	0	0
	計	(ニ)	18,700
合計	(イ)+(ロ)+(ウ)+(エ)		3,721,630
	特別	一般	
	(ホ)(ハ)	(ニ)(イ)	
			3,721,630

「共済掛金控除額明細書」欄は使用しません。

クリックする。

9. 「支払明細書その2の入力」又は「メニューに戻る」をクリックする。

変更が完了しました。

支払明細書その2の入力

メニューに戻る

①義務教育諸学校以外の学校種がある場合は、こちらをクリックする。

②義務教育諸学校以外の学校種がない場合は、こちらをクリックする。

ポイント

- ①義務教育諸学校以外の学校種がある場合  
⇒「支払明細書その2の入力」(次ページ)に進む。
- ②義務教育諸学校以外の学校種がない場合  
⇒「名簿更新書情報申請」(18ページ)に進む。

## <支払明細書その2：義務教育諸学校以外についての入力>

10. 入力内容を確認後、「前年度中途加入者入力」をクリックする。

区分	1人当たり掛金額	人数	(A×B)金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	965	0	0
2 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。)の生徒に係るもの	1,065	2,157	4,022,005
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	1,035	600	603,000
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282	300	101,500
5 高等専門学校に在籍するもの	1,935	386	754,200
6 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)の幼児に係るもの	235	300	233,200
7 幼稚園型認定こども園の幼児に係るもの	235	0	0
8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの(10を除く。)	1,065	0	0
9 専修学校の高等課程の夜間専攻科の生徒に係るもの	1,035	0	0
10 専修学校の高等課程の通信専攻科の生徒に係るもの	282	0	0
11 保育所等の幼児に係るもの	965	0	0
前年度中途加入者分	965	0	0
12 前年度中途加入者入力	1,065	0	0
合計	65	0	5,704,900

11. JSCから通知を受けた前年度中途加入者数を該当する箇所に入力し、「入力内容を反映」をクリックする。

区分	1人当たり掛金額	人数
小学校	965	
中学校	965	
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	965	
幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)の幼児に係るもの	235	
幼稚園型認定こども園(幼稚園)	235	
特別支援学校幼稚園	235	

### 注意

前年度中途加入者数は、JSCから通知した人数を入力してください(同封した「令和5年度追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」を参照してください。)

また、**JSCから通知を受けた人数と設置者・学校が把握している人数が異なる場合は、冊末のJSC担当部署までご連絡ください。**

「義務教育諸学校」に係る中途加入者数はすでに支払明細書その1で入力されているため、この部分がグレイアウトになります。

### 注意

「入力内容を反映」をクリックしても保存はされていません。

## 1 2. 入力内容を確認し、「確認」をクリックする。

入力内容を確認する。

クリックする。

「義務教育諸学校」に係る中途加入者数はすでに支払明細書その1で入力されているため、この部分がグレーアウトになります。

区分	A 1人当り掛金額	B 人数	(A×B) 金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	935	0	0
2 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒に係るもの(3,4を除く。)	2,165	0	0
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282	0	0
5 高等専門学校に在籍しているもの	1,945	0	0
6 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)(0)幼児に係るもの	285	100	28,500
7 幼児連帯型認定こども園の幼児に係るもの	285	0	0
8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの(9,10を除く。)	2,165	0	0
9 専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの	995	0	0
10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	282	0	0
11 保育所等の幼児に係るもの	365	0	0
	要保護	55	0
	小学校	935	0
	中学校	935	0
前年度中途加入者分 共済掛金支払額 (省令第5条第4項)	2,165	0	0
前年度中途加入者 が属する場合は、 前年度中途加入 者入力処理して いるものと する。	2,165	0	0
12 前年度中途加入者入力	282	0	0
	1,945	0	0
	285	10	2,850
	285	0	0
	2,165	0	0
	995	0	0
	282	0	0
	365	0	0
	要保護	55	0
合計			31,350

経過時間 00:36

## 1 3. 入力内容を確認し、「保存」をクリックする。

入力内容を最終確認する。

クリックする。

区分	A 1人当り掛金額	B 人数	(A×B) 金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	935	0	0
2 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒に係るもの(3,4を除く。)	2,165	0	0
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282	0	0
5 高等専門学校に在籍しているもの	1,945	0	0
6 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)(0)幼児に係るもの	285	100	28,500
7 幼児連帯型認定こども園の幼児に係るもの	285	0	0
8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの(9,10を除く。)	2,165	0	0
9 専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの	995	0	0
10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	282	0	0
11 保育所等の幼児に係るもの	365	0	0
	要保護	55	0
	小学校	935	0
	中学校	935	0
	要保護	55	0
前年度中途加入者分 共済掛金支払額 (省令第5条第4項)	2,165	0	0
前年度中途加入者 が属する場合は、 前年度中途加入 者入力処理して いるものと する。	2,165	0	0
12 前年度中途加入者入力	282	0	0
	1,945	0	0
	285	10	2,850
	285	0	0
	2,165	0	0
	995	0	0
	282	0	0
	365	0	0
	要保護	55	0
合計			31,350

経過時間 00:13

**注意**

この時点では、JSC への申請は完了していません。次のページに進み、必ず「名簿更新書情報申請」まで行ってください。

## 1 4. 「メニューに戻る」をクリックする。

クリックする。

③へ進む➡

### ③ 名簿更新書情報申請

1. 「名簿更新書情報申請」をクリックする。



#### システム操作手順

① システムに接続 (ログイン)

② 名簿更新書情報入力

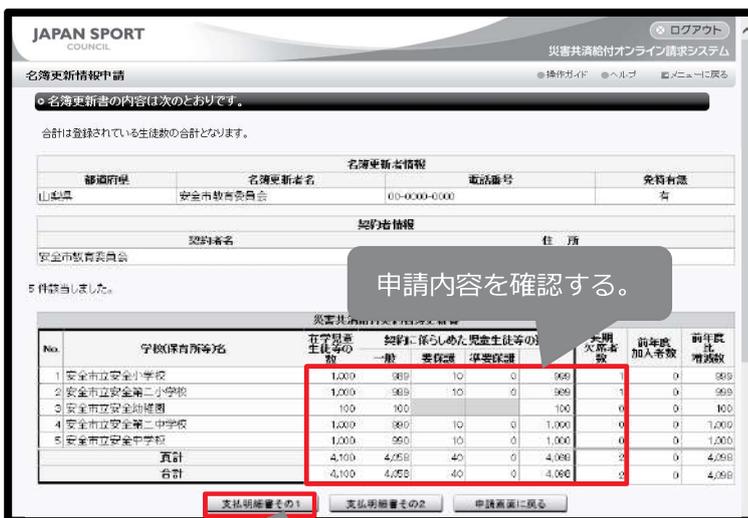
③ 名簿更新書情報申請

④ 名簿更新書情報出力

2. 申請する名簿更新書の内容を確認するには、「詳細」をクリックする。



3. 名簿更新書の内容を確認し、「支払明細書その1」をクリックする。



クリックする。

#### ポイント

【義務教育諸学校以外の学校種がある場合】

「支払明細書その1」及び「支払明細書その2」ボタンの両方が表示されます。

4. 「支払明細書その1」の内容を確認し、「支払明細書その2」をクリックする。

申請内容を確認する。

クリックする。

支払明細書その2

**ポイント**

前年度中途加入者分共済掛金支払額の  
詳細を確認する場合は、「詳細参照」ボタ  
ンをクリックする。

5. 「支払明細書その2」の内容を確認し、「申請画面に戻る」をクリックする。

申請内容を確認する。

クリックする。

申請画面に戻る

**ポイント**

前年度中途加入者分共済掛金支払額の  
詳細を確認する場合は、「詳細参照」ボタ  
ンをクリックする。

6. 2の申請画面に戻るので、文書番号と申請日を入力し、「確認」をクリックする。

**ポイント**

文書番号は、文書管理のために設置者が任意で付与するものです。文書番号を付与しない場合は、空白で構いません。

7. 表示内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れ、「確認」をクリックする。

**注意**

災害共済給付制度への加入にあたっては、必ず保護者の同意を得てください。

本画面にて、保護者の同意を得ていることを確認させていただきます。

なお、チェックボックスにチェックを入れないと「確認」をクリックできず、申請できません。

**注意**

この画面で「申請」をクリックすると、名簿更新書が**JSCへ申請され、修正ができなくなります**。必ず前画面で「詳細」をクリックし、入力内容を確認してから申請してください。

なお、**入力内容に誤りがある場合は、「申請画面に戻る」をクリックして、「名簿更新書情報入力」から修正してください**。

8. 入力内容を確認し、「申請」をクリックする。

**ポイント**

「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の郵送による提出は不要なため、災害共済給付オンライン請求システムによる「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出（入力・申請）は、ここで完了ですが、**出力（印刷）は5月1日から5月31日までの期間に限りです**。設置者の保管用等のため、**次ページを参照し、出力（印刷）を行ってください**。

④へ進む➡

## ④ 名簿更新書情報出力

1. 「名簿更新書情報出力」をクリックする。



## システム操作手順

① システムに接続 (ログイン)

② 名簿更新書情報入力

③ 名簿更新書情報申請

④ 名簿更新書情報出力

2. 「帳票出力」をクリックする。



3. 名簿更新書情報のPDFファイルを出力する。

(1) 「ファイルを開く」をクリックする。



(2) ダウンロード完了後、「ファイルを開く」をクリックする。



4. 印刷ボタンをクリックし、「名簿更新書」と「共済掛金支払明細書」を印刷し、設置者において保管する (データにて JSC へ提出されているため郵送は不要です。その他提出書類については、2 ページを参照してください。)



災害共済給付関係の各種書類

災害共済給付関係の各種書類

項目	内容	備考
1	災害共済給付関係の各種書類	
2	災害共済給付関係の各種書類	
3	災害共済給付関係の各種書類	
4	災害共済給付関係の各種書類	
5	災害共済給付関係の各種書類	
6	災害共済給付関係の各種書類	
7	災害共済給付関係の各種書類	
8	災害共済給付関係の各種書類	
9	災害共済給付関係の各種書類	
10	災害共済給付関係の各種書類	

災害共済給付関係の各種書類

災害共済給付関係の各種書類

項目	内容	備考
1	災害共済給付関係の各種書類	
2	災害共済給付関係の各種書類	
3	災害共済給付関係の各種書類	
4	災害共済給付関係の各種書類	
5	災害共済給付関係の各種書類	
6	災害共済給付関係の各種書類	
7	災害共済給付関係の各種書類	
8	災害共済給付関係の各種書類	
9	災害共済給付関係の各種書類	
10	災害共済給付関係の各種書類	

### 注意

- ・「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の右上に「申請前」と表示された場合は、JSCへの申請が完了していませんので、必ず災害共済給付オンライン請求システムによる申請を完了させてください。
- ・「名簿更新書申請」メニューは、5月1日から5月31日までの期間に限り表示されます（名簿更新者管轄利用者参照メニューを除く。）。「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の出力（印刷）は上記期間中に行ってください。

## （２）「加入者名簿」の提出について

- 5月1日時点において在籍する児童生徒等の全員（長期欠席者を除く）が加入する場合は、加入者名簿の提出を省略することができます（名簿については、設置者にて保存ください。）。  
※加入者名簿の提出を省略できる条件は、学校単位で未加入者（長期欠席者を除く）がないこととしており、学科単位ではありません。  
※長期欠席者が復学する場合の手続きは、次ページをご確認ください。
- 5月1日時点において在籍する児童生徒等の一部に未加入者がある場合（長期欠席者を除く）は、未加入者がある学校ごとに、加入者名簿（5月1日時点における契約に係らしめた児童生徒等の名簿）を提出してください。  
※様式は任意ですが、設置者名、学校名、氏名及び学年（年齢）が必要です。  
※未加入者は記入しないでください（在籍者名簿等を使用する場合は、未加入者を黒塗りしてください。）。  
※住所や電話番号等の個人情報記入しないでください（在籍者名簿等を使用する場合は、個人情報を黒塗りしてください。）。  
※幼稚園型認定こども園（接続型・並列型）については、幼稚園と保育機能施設の児童で共済掛金額が異なりますので、それぞれの園（所属）ごとに名簿を作成してください。  
※通し番号を付ける等、名簿に記載の人数と契約に係らしめる児童生徒等の数に誤りのないよう、今一度ご確認ください。

## （３）「要保護児童生徒名簿」の提出について

- 義務教育諸学校で対象児童生徒等がいる場合のみ提出してください。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒のみを記入してください。
- 「要保護児童生徒名簿」の人数と「名簿更新書」の要保護の加入者数が一致していることを確認してください。
- 準要保護の児童生徒等は、記入しないでください。
- 様式は28ページを参照してください（JSC ホームページ内「様式ダウンロード」からダウンロードすることもできます。）。